

中期目標	中期計画	年度計画（平成23年度）																		
<p style="text-align: center;">高知県立大学法人 中期目標</p> <p>高知県立大学法人は、高知県立大学及び高知短期大学（以下「大学」という。）を設置し、及び管理する法人であり、地域に開かれた教育研究の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することで、地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。</p> <p>この目的を実現するために、大学は、社会的責任を深く認識し、これまで以上に充実した教育研究及び地域貢献活動を行う必要がある。</p> <p>高知県は、高知県立大学法人（以下「法人」という。）が自主的かつ自律的な大学運営を行い、より一層県民の期待及び負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示するものである。</p> <p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="170 751 651 1098"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県立大学</td> <td>生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科</td> </tr> <tr> <td>高知短期大学</td> <td>社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活科学部は、平成22年度に学生の募集を停止している。</p> <p>第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>ア 育成する人材</p> <p>(ア) 高知県立大学</p> <p>a 学士課程 幅広い教養、高度な専門知識及び豊かな人間性を備え、地域はもとより広く国内外で活躍することができる能力を有するとともに、社会に貢献することができる人材を育成する。</p> <p>b 大学院課程</p>	大学	学部等	高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科	高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部	<p style="text-align: center;">高知県立大学法人 中期計画</p> <p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項を達成するために措置</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに該当状況に係わる情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>第7 その他記載事項</p> <p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="842 762 1319 1115"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県立大学</td> <td>生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科</td> </tr> <tr> <td>高知短期大学</td> <td>社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活科学部は、平成22年度に学生の募集を停止している。</p> <p>第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 育成する人材 各大学において、次のような人材の育成を目指す。</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>a 学士課程</p> <p>① 学部教育にあつては、豊かな教養と専門的知識と、学士力をそなえた人材を育成するために、教養教育の体制を整え充</p>	大学	学部等	高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科	高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部	<p style="text-align: center;">高知県立大学法人 年度計画（平成23年度）</p> <p>第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項を達成するために措置</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに該当状況に係わる情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 年度計画の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1507 751 1989 1098"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>学部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県立大学</td> <td>生活科学部（注） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科</td> </tr> <tr> <td>高知短期大学</td> <td>社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 生活科学部は、平成22年度に学生の募集を停止している。</p> <p>第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 育成する人材</p> <p>(ア) 高知県立大学</p> <p>a 学士課程</p> <p>①-1 社会や学生の要請に応じた教養教育を行うため、課題を明確にし、教養教育のあり方を検討するとともに責任体制を築くための合意を形成する。</p>	大学	学部等	高知県立大学	生活科学部（注） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科	高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部
大学	学部等																			
高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科																			
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部																			
大学	学部等																			
高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科																			
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部																			
大学	学部等																			
高知県立大学	生活科学部（注） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科																			
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部																			

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>高度な専門知識及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つとともに、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決することができる能力を備えた専門的職業人及び研究者を育成する。</p> <p>(イ) 高知短期大学 県内唯一の夜間課程を設置する大学として、社会人をはじめとする多様な学生の教育を通じて、豊かな人間性及び教養を備えるとともに、社会科学の基本的な力量を身に付けた、地域社会の主体的で創造的な担い手となる人材を育成する。</p> <p>イ 教育の成果の検証 教育の成果を検証し、その結果を教育内容の改善に反映させる。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標 ア 高知県立大学 (ア) 学士課程 a 教養教育と専門教育との連携が図られたカリキュラムを編成する。 b 現実的な課題に柔軟に対応することができるよう、地域に学ぶことも重視し、実践的及び総合的な教育を実施する。 (イ) 大学院課程 理論的知識及び能力を基礎として、実務に対応することができる実践的及び創造的な教育を行うために、最新の技術及び知識に係る教育を含め各分野の専門教育を学ぶことができる有機的なカリキュラムを編成する。</p>	<p>実させる。</p> <p>② 各学部はそれぞれの教育目標に記載した能力を有する人材を養成するよう教育環境を充実し、定期的なカリキュラム評価を行い、改善する。</p> <p>b 大学院課程 各研究科の理念に記載した人材を養成するために、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決できる能力を養う教授研究を行う。</p> <p>イ 高知短期大学 短期大学士にふさわしい教養と専門的能力を育成するために、教養教育と社会科学の専門教育の連携した教育を進めるとともに、实际生活に必要な能力及び地域の担い手としての意欲と能力を育成するためのカリキュラムを整備する。</p> <p>2) 教育の成果の検証 ① 学生による授業評価を活用し、教育成果を検証するとともに、教育の質の改善に役立てる。 ② 各学部・学科・研究科において、目標とする“養成する人材”“学習成果の達成”がなされているかを定期的に調査し、教育の効果を検証する。 ③ 卒業生・修了生による教育評価、就職先等による評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 高知県立大学 a 学士課程 ① 教養教育において、大学教育において身につけておくべき基礎的な素養を体得するカリキュラムを編成する。 ② 専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を達成できる体系的なカリキュラムを編成する。 ③ 教養教育と専門教育の連携を図るカリキュラムを編成するために、課題を明確にし改善を行う。 ④ 変化する社会からの要請や専門領域の新たな知見を分析し、教育内容を継続的に改善するとともに、生涯学び続ける姿勢をはぐくむ教育内容を整える。 ⑤ 各学部とも、専門教育を通して地域の課題を取り上げ、問題を解決に至る方略を学ぶ教育内容を整える。 b 大学院課程</p>	<p>②-1 社会や学生の要請に応じた専門教育を行うため、専門教育の課題を明確にする。</p> <p>b 大学院課程 ①-1 社会の要請や学生のニーズを踏まえて、大学院におけるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの明確化を検討する。</p> <p>(イ) 高知短期大学 ①-1 社会と学生の要請を踏まえ、教養教育と専門教育とを連携させた教育体制を検討する。 ①-2 社会と学生の要請を踏まえ、職業や实际生活で必要とする能力を育成するプログラムを検討する。 ①-3 演習など少人数教育のメリットを活かした教育を進める。 ①-4 現代社会、地域社会の現実から学ぶ機会を積極的に位置づけ、地域に密着した教育プログラムの整備を進める。</p> <p>イ 教育の成果の検証 ①-1 学生による授業評価の動向を分析し、より適切・効果的な授業評価の在り方・方法について検討する。 ②-1 国家試験及び採用試験の結果を分析し、教育の成果を検証する。 ②-2 到達度調査、卒業前調査などから継続的に評価し、教育の改善に役立てる。 ③-1 卒業生・修了生による教育に関する評価方法を検討する。 ③-2 就職先等からヒアリングを行い、専門教育に関する評価方法を検討する。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置 ア 高知県立大学 (ア) 学士課程 ①-1 社会や学生の要請に応じた教養教育を行うため、課題を明確にし、教養教育のあり方を検討するとともに責任体制を築くための合意を形成する。(再掲) ②-1 社会や学生の要請に応じた専門教育を行うため、専門教育の課題を明確にする。(再掲) ②-2 文化学部 ・少人数教育体制のもとに、文化学入門、基礎演習、専門演習につらなる4年間一貫したカリキュラムのあり方を検討する。 ②-3 生活科学部 ・専門教育における学士力を修得するために、学生の履修状況を把握し、教育目的に沿った履修ができるよう検討を行う。 ②-4 看護学部</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>イ 高知短期大学</p> <p>現実から学ぶことを重視し、教養教育及び社会科学の専門教育の連携を図り、県民ニーズに対応したカリキュラムを編成することによって、短期大学にふさわしい教育の質を確保する。</p>	<p>① 大学院教育においては、各研究科で設置した教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成、大学院教育の内容等を整備する。</p> <p>② 大学院にあつては、現象を理論的知識や研究成果を用いて分析する能力、研究的手法を用いて現象に接近する能力、最新の知識と技術を用いて現場の課題を解決できる実践的能力を養う教育内容を整える。</p> <p>イ 高知短期大学</p> <p>① 教養教育と社会科学の専門教育の連携を図り、教育目的を達成できる体系的なカリキュラムを編成する。</p> <p>② 現実が提起する問題への深い関心と学習意欲を喚起しつつ、学習ニーズに応えられるカリキュラムを整備する。</p> <p>③ 多様な学歴、社会歴をもつ入学生に対応した導入教育を充実させるとともに、多様なニーズと進路希望を踏まえ、教育内容を充実させる。</p> <p>④ 教育効果の向上を図るために、少人数教育を活かした取り組みを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門科目について、授業評価、カリキュラム評価、「4年間で学ぶ概念」、「4年間で学ぶNIC心理社会的介入」、「4年間で学ぶ看護技術」について調査を行い、教育成果を検証し、改善に役立てる。 ・学生数の増加、127、129、133単位の履修課程の併行、講義室の移動時間を見込んだ支障のない時間割の作成、授業や受講の状況を継続的に監視し、受講しやすい環境の整備に努める。 ・新カリキュラムによる新たな看護基盤実習、ローテーション実習の開始に備え、効果的な実習を展開するための準備を整える（実習要綱作成、実習施設との指導に関する連携方法の確認、実習環境の整備など）。 ・看護の課題を探究する姿勢を養うことを目的とした看護研究をさらに発展・充実させるために、教員の研究成果を聴く機会の提供、少人数制による教育方法などの工夫・改善などを行う。 ・効果的な実習のために臨床実習施設責任者及び臨床実習指導者と学生の学習成果や実習教育上の課題などを共有し検討する場を設け、実習施設との連携を強化する。 ・保健師助産師看護師及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、新カリキュラムについて検討し、申請する。 <p>②-5 社会福祉学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成のための介護実習を本年度から開始する。 ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の指定科目の効率的な配置を検討する。 ・平成 24 年度からの精神保健福祉士養成の新カリキュラムの導入に向けて準備する。 <p>②-6 健康栄養学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共通教育科目」と「健康栄養基礎」のカリキュラムの検討を開始する。それぞれの講義教科を有機的に連携することにより、高校時代に化学を履修していない学生が障害無く、専門教育の授業を受講できる環境整備を開始する。 ・現代社会の諸問題に対応できる基礎的教養を習得する教育を目指すため、「健康栄養応用」のカリキュラムの検討を行う。 <p>③-1 学士力の修得を保證するコミュニケーション能力、問題解決能力等を育成するため、教養教育と専門教育の連携を検討する。</p> <p>④-1 専門職者としてのアイデンティティの形成を促し、生涯発達を支援するために、入学時、臨床実習開始前、進路決定前、卒業前など、学生の学習進度や時機のニーズに応じたオリエンテーション講義などを企画し、実施する。</p> <p>④-2 自律的な学習を高めることのできる能力を育てる教育課程及び教育方法について検討する。</p> <p>④-3 看護師、保健師、助産師、養護教諭の選択に必要な幅広い選択科目を提供するとともに、進路コースの選択に必要な履修モデルを検討し、提示することにより、進路を意識化し、進路</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>(3) 教育の実施体制に関する目標</p> <p>ア 教員の配置</p> <p>教育内容等の改善及び充実を図るため、また、時代の変化、社会の要請及び学生のニーズに柔軟に対応した教員の配置を弾力的に行う。</p> <p>イ 教育環境の整備及び教育内容の改善</p> <p>(ア) 教育活動を効果的に実施するために、施設、設備、図書等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。</p> <p>(イ) 教育内容・環境を改善するため、ファカルティディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組をいう。）活動を積極的に推進する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 教員の配置</p> <p>① 教育効果の向上をはかるために、県立大学の各学部・研究科及び短期大学で教員組織、教育方法を見直すなど、全学において弾力的に行う。</p> <p>② 学部間及び同一法人大学間の教育協力を拡充し、教員の相互交流を推進する。</p> <p>③ 県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘し、県や国等の施策や実務経験を具体的に紹介する講義等の充実を図る。</p> <p>2) 教育環境の整備及び教育内容の改善</p> <p>① 教育教材・視覚機器等の設備や学内教育情報システムの整備を計画的に進め、教育環境の充実を図る。</p>	<p>選択を考えられるように支援する。</p> <p>⑤-1 地域の課題を取り上げ、問題の解決に至る方略を学ぶことができるよう、実習や演習等の教育内容を検討する。</p> <p>⑤-2 地域や専門領域の課題を把握するため、最前線で活躍している講師の招聘等を行い、エキスパートが持つ卓越した知識や技術、あるいは最新の知識やトピックスに触れる授業を提供する。</p> <p>(イ) 大学院課程</p> <p>①-1 社会人の多様な学習ニーズを踏まえて、長期履修制度や土曜日、日曜日、祝日に開講するカリキュラム編成を行う。</p> <p>②-1 高度な専門的知識・技術と理論的基礎を有し、教育に関する諸問題を分析して、全体的視野から課題解決の企画立案ができる人材の養成を目的とした教育内容を検討する。</p> <p>②-2 学際的あるいは多専門職とのチームを形成してそのなかで、みずからの専門性に基づいて活動できる教育内容を整える。</p> <p>イ 高知短期大学</p> <p>① 現行カリキュラムを教養と専門の連携、体系性という点から検討し、履修ガイダンスの整備など改善を図る。</p> <p>② 現行カリキュラムを現実への対応や学習ニーズへの対応という点から検討し、「高知学」などの工夫を図る。</p> <p>③ 導入教育の充実のため、社会科学基礎演習担当教員が演習の進め方等について、意見交換・相互研鑽できる場を設定する。社会人基礎力養成講座を組み込み、キャリア教育プログラムを充実させる。</p> <p>④ 少人数教育の核となる演習の質を向上させるために、演習担当者はファカルティ・ディベロップメント活動の中でその進め方や内容を報告する。</p> <p>(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教員の配置</p> <p>①-1 教育効果の向上をはかるため、県立大学の各局及び短期大学で教員組織、教育方法の見直しを検討する。</p> <p>①-2 生活科学部の平成 22 年度からの募集停止に伴う教員の再配置を前提として共通教育、専門教育の充実を図るための検討を行い、平成 24 年度当初に再配置を実施する。</p> <p>②-1 教育活動やファカルティ・ディベロップメント活動での相互交流などを通して、高知県立大学内での学部間協力及び高知県立大学と高知短期大学との教育協力について検討する。</p> <p>③-1 看護学部及び看護学研究科では、国際的に活動をしている臨床教授、第一線で活躍している講師を招聘し、国際的動向、国や県等の施策、最新の看護について学ぶ機会を提供する。</p> <p>③-2 社会福祉学部では、社会福祉現場や社会福祉協議会の専門</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>(4) 学生支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援 学生の学習意欲を高め、自主的学習が十分に行われるよう、学習環境及び学習支援体制を整備し、及び充実させる。</p> <p>イ 生活支援 (ア) 学生が健康かつ充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理センターを設置し、学生の健康相談等の支援体制を充実させる。 (イ) 学生が安心して健全な学生生活を送ることができる環境及び経済的支援体制を整備する。</p> <p>ウ 就職等支援 学生が希望する就職が行うことができるよう、常時、就職先の情報を入手し、教員及び事務職員が連携して相談業務を行うなど、学生の就職活動への支援体制を充実させる。 また、進学等多様な進路希望に対応する支援を進める。</p>	<p>② 各大学・学部ごとにファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進する。</p> <p>(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 学習支援</p> <p>① 学習用図書の収集に努め、利用・閲覧環境を整備するとともに、電子媒体利用及び学術文献利用講習会を開催するなど図書館の文献検索支援サービス機能の強化を図る。 ② 自習室の学習教材などの充実を図るなど学内施設・設備を学生が自主的に使用できるよう運用方法の改善に努める。 ③ 障害者や留学生など多様な学習ニーズを有する学生への、学習支援体制を強化する。 ④ 学士課程においては、全学的な学年担当教員制度等を構築し、教員による学生の学習状態の把握と個別的な学習指導を充実させる。 ⑤ 大学院課程においては担当指導教員を中心した支援を行う体制や支援機能を充実させる。 ⑥ 学生相互の学習支援体制を充実させる。</p> <p>2) 生活支援</p> <p>① 各キャンパスに健康管理センターを設置し、学生の心身の健康の保持・増進を支援する体制を充実させる。 ② 奨学金制度や授業料の減免制度、その他の支援を整備し、経済的な支援体制を整備する。</p>	<p>職を非常勤講師に招いて学部専門科目の内容を充実させる。</p> <p>③-3 健康栄養学部では、栄養教諭養成に係わる栄養教育関連論分野の教職科目カリキュラム・履修指導の質的充実を行う。また、実習にあたっては、県内実習先との連携をもとに、教育関連の共同研究を検討する。</p> <p>③-4 短期大学では、県民に開放している「消費生活論」、「高知学」などにおいて、県内外の専門家、実務家を講師として招聘する。</p> <p>イ 教育環境の整備及び教育内容の改善</p> <p>①-1 今後6年間に限らず、その後も含めた情報機器整備計画を策定する。 ①-2 学内教育情報システムの教育環境を維持するために、情報処理に関する組織体制を検討する。 ①-3 遠隔地学生の利便性を図るために、サテライト教室について情報収集を行う。 ①-4 実践能力の向上をはかるために、実習機材や視聴覚教材を充実し、学内演習に活用する。 ②-1 ファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、定期的に研修会を実施する。 ②-2 教員相互の公開授業のあり方やTwin Lecture（領域を越えた複数講師による協同授業）を検討する。</p> <p>(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援</p> <p>①-1 自己学習室、各領域の合同研究室に学生の自己学習に役立つ図書及び視聴覚教材を充実させるとともに学生が自由に利用できる方法を検討し活用を促進する。 ①-2 基礎演習等において、図書館の利用方法について学習する。 ②-1 実験・実習室や共同研究室・資料室のパソコンやプリンタ等の学生利用の可能性を検討し、主体的な学習支援のための活用促進を図る。 ②-2 授業で使用する時間帯以外は、学生が実習室で自己学習できるような運営方法を検討し、活用を促進する。 ③-1 障害のある学生に対しては、相談窓口を明確にし、適切な学習支援や生活支援を行う。 ③-2 留学生へのアドバイザー制度や履修登録説明会の充実、学習相互支援の促進等、学習支援体制の強化を図る。 ④-1 健康問題や生活上の困難な課題、学習面での課題などについて、早期に発見し、学生の意思を確認しながら問題解決に向けて取り組むために、学年担当教員による継続的な個別面談を定期的に行う。 ④-2 4年次の学生は、学年担当教員と卒業研究の指導教員が連</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>(5) 学生の受入れに関する目標</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>高知県立大学の基本理念に基づいた入学者の受入れ方針を明確にし、高等学校との連携強化及びオープンキャンパス、出前講座等の広報活動を積極的に行うとともに、選抜方法の工夫及び改善を図り、向学心旺盛で、高知県立大学で学ぶにふさわしい学力を備えた学生の確保に努める。</p>	<p>③ 学生の生活拠点である学生寮の整備・充実について、男子学生にも配慮するとともに、長期的な視点で検討する。</p> <p>④ 大学院生に対しては、大学院設置基準14条特例による教育方法や長期履修制度の適用、奨学金制度の充実、教育的配慮のもとに、TA（ティーチング・アシスタント）制度の活用など、働きながら学べる環境整備を行い、経済的な支援に努める。</p> <p>3) 就職等支援</p> <p>① 学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、支援方策の立案・個別指導を行う。</p> <p>② 就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービスをキャリアセンター、ワクワワークを通して一元的に提供するとともに、キャリアアドバイザーによる相談の充実を図る。</p> <p>(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>① 多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示するとともに、適合する学生の確保に努める。</p> <p>② オープンキャンパス、出前講座等を充実させ、受験生をはじめ保護者、進路指導者等への積極的な広報を推進する。</p> <p>イ 高知短期大学</p>	<p>携をしながら対応する。</p> <p>④-3 学生の学習状態や成績状況について、保護者との情報共有ができる手段について検討する。</p> <p>④-4 オフィスアワー制度の実施について検討する。</p> <p>⑤-1 指導教員など院生支援に関わる教員及び一般職員に対し、院生指導や院生相談に関する研修を行う。</p> <p>⑤-2 院生支援に関する情報提供、情報収集の仕組みづくりの充実を図る。</p> <p>⑥-1 TA（ティーチング・アシスタント）制度を継続するとともに、SA（スチューデント・アシスタント）制度の整備について検討する。</p> <p>イ 生活支援</p> <p>①-1 健康問題への対応については、健康管理センターと学年担当、および学生委員会が連携し、支援体制を充実する。</p> <p>②-1 奨学金制度や授業料減免制度については、県から引き継いだ現行の制度に加えて、災害に伴う生活困窮に随時対応することのできる減免基準の整備を検討する。</p> <p>②-2 本学卒業生・修了生に対しての、大学院課程や短期大学専攻科への入学免除措置等を検討する。</p> <p>③-1 池キャンパス周辺の民間賃貸物件について、学生寮としての借上げの可能性を調査する。</p> <p>④-1 本学並びに他機関の奨学金制度、研究助成金等の情報をとりまとめ、情報提供する。</p> <p>④-2 TA（ティーチング・アシスタント）制度を継続することにより経済的支援を行う。</p> <p>ウ 就職等支援</p> <p>①-1 学生の進路希望を把握するとともに、進路希望に応じた指導を行うための学内体制を充実する。</p> <p>②-1 卒業生のネットワークや教員のネットワークなども活用し、就職に関する情報を収集する。</p> <p>②-2 収集した情報を効果的に提供するために、ガイダンスやセミナーを開催するとともにキャリアアドバイザー等による相談体制の充実を検討する。</p> <p>(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>①-1 入学選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、受験生をはじめ保護者、進路指導担当者等への積極的な広報を推進する。</p> <p>②-1 進学ガイダンスに積極的に参加し、高校生や保護者、高校進路指導担当者に情報を提供できるように努める。</p> <p>②-2 オープンキャンパスや高校生を対象とする公開講座等を</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>イ 高知短期大学 高知短期大学の基本理念に基づき、高等学校、自治体、事業者等との連携を強化するとともに、広報活動を積極的に行うことにより、入学者の受入れ方針に沿った社会人をはじめとする多様な学生の確保に努める。</p> <p>2 研究の質の向上に関する目標 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標 ア 高知県立大学 (ア) 看護、福祉、栄養及び文化の4分野等を有する高知県立大学の特色を活かした学際的な研究及び基礎研究並びに地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。 (イ) 独創性及び新規性のある研究活動を行い、これに基づく成果を挙げる。 (ウ) 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な評価を行い、改善につなげる。</p> <p>イ 高知短期大学 (ア) 法学及び経済学を中心とする社会科学の分野において現代社会が抱える課題に応える研究を進め、これによって地域社会及び国際社会の発展に寄与する。 (イ) 研究水準の向上を図るための研究活動について、適切な評価を行い、改善につなげる。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 ア 研究水準の向上を図るために、研究組織の弾力化及び研究者の流動化の促進を図る。 イ 全学的な視点から施設及び設備の有効活用を図る体制を構築するなど、必要な研究環境の整備に努める。 ウ 地域及び産業界との連携による研究活動を推進するため、学内体制を充実させる。</p>	<p>高知短期大学の特徴を踏まえた入学者受入れ方針、一般・推薦・社会人などの多様な選抜方式を行う。</p> <p>2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置 ア 高知県立大学 ① 看護、福祉、栄養、文化の4分野等を有する本学の特色を活かした学際的な研究や基礎的な研究を促進するために、組織的・戦略的な取り組みを行う。 ② 学内外の研究者と協働して、地域や産業の課題を解決に向けて、独創性及び新規性のある研究に取り組み、その成果を発信する。 ③ 研究水準の向上を図るため、研究活動について、適切な自己点検・自己評価項目を作成するとともに相互評価制度の導入を検討する。</p> <p>イ 高知短期大学 ① 現代社会の諸課題に応える研究を推進するとともに、地域と連携した研究活動を推進し、成果を広く還元する。 ② 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な自己点検・自己評価を行い改善につなげる。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ① 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究費などの資源を重点的な配分を行う。 ② 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究環境の整備に努める。 ③ 学外研究者との共同研究を推進するため、客員教授や臨床教授等の制度を活用する。</p>	<p>実施し、入試や学部教育、キャンパスライフ等に関する情報提供を積極的に行う。</p> <p>イ 高知短期大学 ①-1 広報の現状を分析し、改善の方向を検討し、高等学校や諸団体への訪問、マスコミを通じた広報などの取り組みを進める。 ①-2 広報誌を発行し、活用する。</p> <p>2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置 ア 高知県立大学 ①-1 看護・社会福祉・健康栄養・文化学部の教員が健康長寿センター活動に参画し、連携して地域健康啓発研究活動を展開する。 ①-2 健康長寿啓発コンテンツの作成など、報道機関との協議を進める。 ②-1 教員は目標を定め、学内外の多様な研究者とも協働して、新たな知の発見のために、積極的に研究活動を展開する。 ②-2 生活科学部では、県域をフィールドにした、生活の質的向上につながる産業の振興を目指した研究を推進する。 ②-3 文化学部では、人文・社会系の先進的な研究領域の探索を推進するとともに、県内全域・各地域をフィールドとした既存の研究の進展を図るとともに、文化領域から地域社会に関連した諸問題の解決に寄与する研究領域の開発について検討する。 ②-4 看護学部及び看護学研究科では、看護学の先進的な研究領域の探索を推進するとともに、県下全域をフィールドとした健康問題に関わる研究を積極的に推進し、地域の健康問題の解決に寄与する研究領域を特定する。 ②-5 社会福祉学部では、学部内の研究に関する情報を共有するために、学会・研究報告会を開催し、学部内共同研究や地域との共同研究を検討する。 ③-1 研究水準の向上を図るため、研究活動について、自己点検・評価委員会を中心に、適切な自己点検・自己評価項目を作成するとともに相互評価制度の導入を検討する。</p> <p>イ 高知短期大学 ①-1 社会科学研究を通じて、現代社会と地域の諸課題に対して、政策提言にもつながる研究を進める。 そのために地域連携センターを中心に研究会などの取り組みを行う。 ①-2 本学紀要の定期刊行に努めるとともに、内容充実を図る。 ②-1 研究水準の向上を図るため、研究活動およびその成果について自己点検・評価の体制を確立するための検討を進める。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成23年度）
<p>3 社会貢献の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携に関する目標</p> <p>ア 地域の現状を踏まえながら、地域に貢献する大学として、地域創成センター、健康長寿センター等を設置し、地域の活性化及び発展につながる研究及び社会貢献活動を進展させる。</p> <p>イ 地域に開かれた大学として、県民ニーズに対応する公開講座、リカレント教育、出前講座等を行うとともに、他の大学及び地域と協力及び連携をし、社会人教育及び生涯教育の機能を高める。</p> <p>(2) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標</p> <p>地域における高等教育の充実、社会貢献並びに高校生の学習意欲の向上及び進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に推進する。</p> <p>(3) 国際交流に関する目標</p> <p>異文化への理解及びグローバルな視点での考察を促すため学生の国際交流を推進するとともに、教育研究能力の向上に向け、研究者交流等及び職員の国際交流を推進することにより、大学の国際化を図る。</p>	<p>3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 地域創成センターでは、大学における研究成果や知的財産を地域社会において活用するとともに、地域産業界との協働体制を構築する。</p> <p>② 短期大学の地域連携センターでは、学内外の団体と連携し、地域のニーズに応えた公開講座などを実施する。</p> <p>③ 健康長寿センターでは、県民自らが健康を守る方法を習得するために、専門職者に対して最新の知識・技術を発展させるために、県民対象の講習会、健康相談等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する。</p> <p>④ 高知医療センターとの包括連携を強化し、地域住民の健康づくりと専門職者の力量アップに貢献し、協働して災害対策など県下の重要な課題に取り組む。</p> <p>⑤ 地域に開かれた大学として、夜間や休日等、社会人を対象とする公開講座やリカレント教育を提供する。</p> <p>⑥ 県内外の他大学及び関係機関等との教育・研究等に関して協力・連携を図る。</p> <p>(2) 県内大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 県内の高校等と連携して、高校生の学習意欲の向上や進路選択に資する協力・連携を図る。</p> <p>② 県内の大学等と連携して、教育・研究等に関して協力・連携を図る。</p> <p>(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 留学生及び海外からの研究生・研修生を積極的に受け入れる。</p> <p>② 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や連携事業、研修員受け入れ等を支援する。</p> <p>③ 姉妹校提携校の拡大等、学生が短期のみならず長期の海外派遣を推進するために、留学に関する教育指導や情報提供などの支援体制を充実させる。</p> <p>④ 国際的研究や国際的な視点からの教育を促進するために、海外からの客員教授及び研究者の招聘を進める。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 若手研究者を育成するために、研究費の配分は職位に対して逆傾斜配分を検討する。</p> <p>①-2 学部の重点研究領域と研究費の配分方法を検討する。</p> <p>②-1 重点研究課題の解決、学際的研究実施のための研究組織のあり方を検討する。</p> <p>②-2 RA（リサーチ・アシスタント）制度などを活用し、教育研究の充実と若手研究者の研究の活性化を推進する。</p> <p>③-1 客員教授や臨床教授等の制度を活用した共同研究への取り組みや、他大学の教員との共同研究に継続して取り組む。</p> <p>3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 本学において実施する地域の教育・子育て支援にかかわる事業について、大学WEBサイト等を用いた広報活動を行う。</p> <p>①-2 高知県産学官連携会議における本学の役割について検討する。</p> <p>②-1 地域連携センターを中心に、学内外の団体と連携し、公開講座など、地域のニーズに応えた教育研究事業を検討し、可能な新規事業を展開する。</p> <p>③-1 一般市民の健康教育や、健康問題を抱える人々の生活支援に関する公開講座や相談事業を開催する。</p> <p>④-1 高知医療センターとの包括連携のもとに、取り組むべき重要な課題について検討する。</p> <p>④-2 高知医療センターと災害対策検討委員会を立ち上げ、今後の災害対策に関する検討に着手する。</p> <p>⑤-1 教育関係機関等と連携して、小中高教員や専門職を対象としたリカレント公開講座を開講する。</p> <p>⑤-2 永国寺キャンパスを中心に、「県民開放授業」と「県民開放講座」、「まちかど文化談話」等社会人を対象とする事業を実施する。</p> <p>⑤-3 教育研究成果に係る情報提供を充実するために、地域住民のニーズを取り入れた地域住民参加型の公開講座を実施する。</p> <p>⑥-1 研修会や学会等の開催にあたり、県内および近隣県の他大学および関係機関等と協力・連携を図る。</p> <p>⑥-2 現場実習の受託先である福祉施設や病院などと緊密に連携して効果的な現場実習を実施するために、現場実習連絡協議会を開催する。</p> <p>(2) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 高校生を対象とした公開授業や高校生の大学の授業への参加、本学教員による出前講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。</p> <p>②-1 他大学との連携・協力の体制と方法について検討する。</p> <p>②-2 教育関係機関と連携して公開講座や出前講座などの新たな事業を検討する。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 理事長（学長）のリーダーシップのもと意思決定の迅速化を図り、効率的で適正な業務運営体制を確立する。 また、開かれた大学として、学外者の大学運営への参画を図るとともに、学生の意見を聴く仕組みづくりを行う。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 現代社会のニーズに対応した教育及び研究を実践し、社会の要請等に対応していくため、学部学科、センター等の教育研究組織の在り方について継続的な見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 優秀な教員及び事務職員を確保し、及び育成するため、多様な雇用形態、勤務条件、給与制度、研修制度等を導入し、柔軟な人事給与制度を整備する。 また、組織の活性化を図るため、職員の努力又は実績が適正に評価される制度を整備する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 効率的かつ効果的な事務処理を行うため、事務処理方法及び事務組織の在り方について継続的に見直しを行う。 また、事務職員の専門性を高めるため、スタッフデベロップメント（組織的に行う事務職員の職務能力開発をいう。）活動を積極的に推進する。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人化のメリットを生かした効率的で適正な業務運営を図るために、理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置して、経営と大学の教育研究を適切に分担させ、理事長が迅速に意思決定できる体制を整備する。</p> <p>② 学外の有識者や専門家を理事及び経営審議会委員に登用することで、法人経営及び大学運営に外部の意見を反映させるとともに、学生や卒業生の意見を大学運営に活かす制度を整備する。</p> <p>③ 各委員会組織や所掌事務の見直しを行うなど、教員と一般職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムを構築する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 県立大学及び短期大学の教育研究組織のあり方について、課題を明確にするとともに組織的な見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 任期制等の多様な任用制度の検討を踏まえて、優秀な教員や一般職員を確保し、育成する仕組みを整備する。</p> <p>② 職員の努力や成果を適正に評価するシステムを構築する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 効率的、効果的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを行うとともに、業務支援システムの導入やネットワーク化を検討する。</p> <p>② 一般職員の専門性を高めるため、法人独自の一般職員の採用、育成を計画的に行うとともに、業務の特殊性などに配慮しつつ、スタッフ・デベロップメントを推進する。</p>	<p>(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 長期、短期の外国人留学生や研修生を継続して受け入れるとともに、教育・研究環境の整備及び支援体制を充実する。</p> <p>②-1 国際交流機関（JICA等）との連携による国際交流の推進するために意見交換会を実施する。</p> <p>③-1 学部の国際交流委員会は学生の留学に関するニーズを調査し、協定校を中心に、留学に関する情報を学生に提供する。</p> <p>③-2 協定校との交流を維持するとともに、今後協定することが可能な大学を選定する。</p> <p>④-1 国際的に活動をしている臨床教授・客員教授および研究者を招聘し、教員・学生の国際交流を図る。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 法人経営に関する事項は経営審議会、大学の教育研究に関する事項は教育研究審議会の意見を徴する体制を整備する。</p> <p>①-2 法人の事務局組織として、法人経営室と総務企画課を設置する。</p> <p>①-3 副学長、学部長、事務局長など、法人及び大学運営での権限、所管事項等を明確にし、適切な管理運営を行う体制を整備する。</p> <p>②-1 学外有識者を理事及び経営審議会委員へ登用して、法人経営及び大学運営に外部の意見を反映する。</p> <p>②-2 学生の意見、提案を大学運営に活かす制度を整備する。</p> <p>③-1 教員と一般職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムの構築を検討する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 共通教育の実施体制の改革を検討する。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 任期制等の検討に向けて、調査研究する。</p> <p>①-2 プロパーの一般職員の採用を、他大学の先行事例等も参考に検討したうえで行う。</p> <p>②-1 職員の努力や成果を適正に評価する制度の検討を行う。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 効率的、効果的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを行う。</p> <p>①-2 業務支援システムおよび電算化やネットワーク化を検討する。</p> <p>②-1 関係機関等の行う研修制度や法人独自の研修により、スタッフ・デベロップメントを推進する。</p> <p>②-2 会計事務に関する電算システムの入力等、専門性のある民間の人材の活用を行う。</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標 大学内における研究を活性化し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金及び地域連携等による共同研究・受託研究資金の受入れなど、多様な大学事業の展開による自己収入の増加に取り組む。</p> <p>2 経費の効率的な執行に関する目標 常に財務状況の分析を行い、経費の見直し及び節減に努めるなど、重点的かつ効率的な経費の執行を進める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 法人の資産の適切な管理を行うとともに、その有効活用を図る。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 競争的資金の応募件数と採択率の向上を図るために、各種制度や申請手続きの周知を行うとともに、研究成果の概要及び成果について、学外への発信に努め、受託研究費や奨学寄附金の増額に努める。</p> <p>② 外部資金の獲得に向けて、各部署は目標を設定し、採択件数の増加を目指す。</p> <p>2 経費の効率的な執行に関する目標を達成するための措置 予算の執行に当たっては、役職員一人ひとりが、コスト意識を持って、管理業務の効率化などの創意工夫を凝らし、重点的かつ効率的な運用に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 定期的に資産状況を点検し、適切に運用管理を行う体制を整備する。</p> <p>② 資金の運用管理は、安全性、安定性に十分配慮し、適正かつ効果的な運用を図る。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 競争的資金の応募件数と採択率の向上を図るために、各種制度や申請手続きの周知を行う。</p> <p>①-2 研究成果の概要及び成果について、学外への発信に努め、受託研究費や奨学寄附金の増額に努める。</p> <p>②-1 県立大学の各部署及び短期大学はそれぞれ科学研究費補助金等の申請目標を設定し、積極的に応募する。</p> <p>2 経費の効率的な執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 理事長は、定期的に財務状況の分析を行う。</p> <p>①-2 使用エネルギーを把握し、省エネ意識の啓発を行うとともに、抑制を図る。</p> <p>①-3 予算の執行に当たっては、常に費用対効果の観点から優先順位をつけて執行に努める。</p> <p>①-4 業務の内容や実施方法を点検し、経費の節減、時間外勤務の縮減につながるよう努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 定期的に資産状況を点検し、教育研究等の大学運営に支障のない範囲内で、大学の諸施設が地域等に有効に活用されるよう努める。</p> <p>②-1 資金計画を定め、安全性、安定性に配慮し、適正な資金管理を行う。</p>
<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標 教育研究活動及び業務運営について、自己点検及び評価を定期的実施するとともに、第三者機関による外部評価を受ける。これらの結果は、公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p>2 情報公開等に関する目標 広報活動を充実させるとともに、教育研究活動及び運営状況について、広く県民の理解を得るため、積極的に情報公開を行う。 また、法人が保有する学生、職員等の個人情報について、適切に管理し、保護する。</p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学の基本理念と長期的目標を実現するため、自己点検・評価のための全学的組織を設置する。</p> <p>② 大学の教育研究活動全般において、認証評価機関による評価を受け、結果を積極的に公開するとともに各学部、部局の教育活動及び業務内容の改善を図る。</p> <p>2 情報公開等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人及び大学の教育研究活動や運営状況について、積極的な公開・提供ができる体制を整備する。</p> <p>② 法人が保有する個人情報保護に関する体制を整備する。</p>	<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 年度計画の達成状況及び中期計画の進行状況について、法人の自己点検・評価を実施する。</p> <p>②-1 認証評価の評価結果を公開するとともに、指摘された点について改善を図る。</p> <p>2 情報公開等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 効果的な広報を行うために、学内委員会及び事務局の組織と役割分担について検討する。</p> <p>②-1 法人が保有する学生・職員等の個人情報の保護について留意し、適切な管理を行う。</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標 良好な教育研究環境を確保するため、施設及び設備の機能保全及び維持</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 適切な維持管理のもと、施設整備を定期的に調査・点検し、教育研究環境</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 施設及び設備は、適切な維持管理を行うとともに、定期的に調査・点検し、</p>

中期目標	中期計画	年度計画（平成 23 年度）
<p>管理を計画的に実施するとともに、既存の施設及び設備の有効活用を図る。</p> <p>2 安全管理に関する目標 安全で安心な学習環境及び教育研究活動を確保するため、大学内の安全管理体制を整備するとともに、適切な防災・防犯対策を講ずる。</p> <p>3 人権尊重及び法令遵守に関する目標 各種ハラスメントなどの防止に努めるとともに、研修会、相談制度等により、職員及び学生の意識の向上を図る。 また、法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するためのコンプライアンス推進体制を構築する。</p> <p>4 環境保全等に関する目標 法人の社会的責務として環境保全に努め、教育及び社会貢献につなげる。</p> <p>5 法人の在り方に関する目標 社会の変化及び県民ニーズに柔軟に対応することができる足腰の強い大学運営を将来にわたって確立していくため、高知県とともに法人の在り方を検討する。</p>	<p>の維持・向上に努める。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ① 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づく安全衛生管理体制を整備するとともに、災害や緊急時の危機管理体制を整備する。 ② 学生の生活の安全確保並びに緊急時の的確な対応のために、学内の危機管理体制の充実・強化を図る。 ③ 災害に関する拠点としての役割を担うため、災害に強い大学としての体制整備等を行う。</p> <p>3 人権尊重と法令遵守に関する目標を達成するための措置 ① 各種ハラスメントをなくすための相談体制を整備するとともに、職員を対象に人権に関する研修会を開催し、人権尊重の意識向上を図る。 ② 法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するためのコンプライアンス推進体制を整備する。</p> <p>4 環境保全等に関する目標を達成するための措置 法人の社会的責務として、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策に努める。</p> <p>5 法人のあり方に関する目標を達成するための措置 社会の変化と県民ニーズに柔軟に対応できる大学運営を行うため、高知県とともに法人のあり方を検討する。</p>	<p>必要な更新等を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ①-1 産業医や衛生管理者の配置、衛生委員会の設置など法令に基づく安全衛生管理体制を整備するとともに、災害や緊急時の危機管理体制を整備する。 ②-1 各キャンパスの状況に合わせ、防災や危機管理のマニュアルを点検し、見直しを行う。 ②-2 職員や学生が参加する防災訓練を実施するとともに、情報提供の手段を検討する。 ②-3 暴力・防犯などの危機管理に関する能力を培うことができるように、警察の協力を得て講演会を開催する。 ③-1 災害に関する研究を推進し、防災に関する公開講座等を開催する。</p> <p>3 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 ①-1 人権尊重の意識向上のため、職員を対象にした研修会を開催するとともに、相談窓口を設置し、相談機能の充実を図る。 ②-1 法人の不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るため、公益通報者保護体制を整備する。</p> <p>4 環境保全等に関する目標を達成するための措置 リサイクルや分別の徹底を図るとともに、冷暖房の設定温度の管理等により節電に努めるなど、環境に配慮した取り組みを進める。</p> <p>5 法人のあり方に関する目標を達成するための措置 社会の変化と県民ニーズに柔軟に対応できる大学運営を行うため、高知県と連携して法人のあり方を検討する。</p>